

# 西武学園文理高等学校 北斗星の会会則

## 設立の趣旨

本会は西武学園文理小学・中学・高等学校後援会の下部組織として、学校との連携を図り、子供たちの学校生活にさらに充実するようサポートするとともに、保護者相互の親睦を深め、保護者、学校および生徒による三位一体の教育活動に寄与することを目的として設立される。本会の命名にあたっては、北斗星の位置が天の中心に近いこと、極めて貴いと言われることから、生徒たちが将来社会の中心となって活躍し、みなから敬愛される人間になってほしいという願いと本校のシンボルである熊にちなみ、「北斗星の会」とした。

## 第1章 名 称

第1条 本会は「北斗星の会」と称し、事務局を高等学校内におく。

## 第2章 目 的

第2条 「北斗星の会設立の趣旨」に基づき、保護者相互の親睦を深め、学校と協力し、次代を担う若人の健全な育成に努めることを目的とする。

## 第3章 活 動

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 各種講演会の開催
- (2) 親睦会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) 学校行事への支援
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第4章 会 員

第4条 本会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正 会 員 本校生徒の保護者、またはこれに代わる者。
- (2) 賛助会員 校長が推薦する教職員
- (3) 特別会員 校長が推薦する者

## 第5章 役 員 等

第5条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 学年委員長 各学年1名
- (6) 学年副委員長 各学年1名
- (7) 学年委員 各学級1名

2 本会に顧問および相談役をおくことができる。

第6条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 幹事は本会の庶務および会計にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 学年委員長は各学年委員会の所掌事務を総括する。
- (6) 学年副委員長は学年委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- (7) 学年委員は各学年委員会の所掌業務を担当する。

第7条 役員等の選出および委嘱は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、後援会学年理事より運営委員会にて選出し、総会で承認する。なお、会長は第3学年理事より選出し、卒業対策委員会委員長を兼務する。
- (2) 幹事および監事は会長がこれを委嘱する。
- (3) 学年委員長および学年副委員長は幹事が兼務する。
- (4) 学年委員は、各学級より1名を選出する。また、第3学年委員は卒業対策委員を兼務する。
- (5) 顧問は運営委員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (6) 相談役は、校長がこれにあたる。

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。

## 第6章 会 議

第9条 本会の会議は総会、運営委員会および学年委員会とし、会長が召集する。

第10条 総会は年1回、後援会総会時に開催し、次の事項を決定する。

- (1) 会則の制定と改正
  - (2) 事業報告
  - (3) 事業計画および予算
  - (4) 会長、副会長の承認
  - (5) その他
- 2 次の場合に、臨時総会を開くことができる。
- (1) 3分の1以上の会員から開催の要請があり、会長が必要と認めた場合
  - (2) 会長が必要と認めた場合
- 3 総会成立の定員数は、全会員数（家庭数）の2分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第11条 運営委員会は、会長、副会長、幹事および学年副委員長をもって構成し、本会の運営に関する所要の審議等を行う。

第12条 総会は本会の活動計画、予算、決算を承認する。

第13条 学年委員会は学年に関わる所要業務を企画、実施する。

## 第7章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 会費は年額2,000円とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 附 則

第17条 本会の運営について必要な細則の制定、改廃は、運営委員会において行うことができる。ただし、その結果を次期総会に報告し承認を受けるものとする。

第18条 本会則は、平成17年6月4日より施行する。

平成18年6月17日一部改正

平成19年6月16日一部改正

平成20年6月21日一部改正

平成28年6月18日一部改正

令和 2年6月13日一部改正

### 弔慰見舞金細則

見舞金	金額	弔慰金	金額
教職員・生徒	5,000円	生徒本人	20,000円
		生徒実父母	20,000円
		生徒兄弟姉妹	10,000円
		教職員本人	20,000円
		教職員配偶者	10,000円
		教職員実父母・実子	10,000円

\*生徒本人、生徒実父母、教職員本人には、花輪または生花を加える。

\*見舞金の対象は病気、怪我で入院5日間を超える者とする。

\*弔慰見舞金対象者のうち教職員は高等学校所属の教職員のみとする。

\*その他の場合、その都度決定する。

\*本細則は、平成18年6月17日より施行する。

平成28年6月18日一部改正